

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱 新旧対照表

改正後	改正前	備 考
(第1章 略) 第2章 入札手続き等 (調査基準価格の決定等) 第4条第1項 契約担当職員 (広島県契約規則 (昭和39年広島県規則第32号) 第2条第1項の契約担当職員をいう。)並びに公営企業管理者又はその委任を受けた職員 (以下「契約担当職員等」という。)は、前条に規定する工事に係る契約について、予定価格の100分の <u>85以上</u> 100分の92以下の範囲内で、その都度、調査基準価格を決定する。 第3章 低入札価格調査 (調査の実施等) 第7条第2項 (1) 全ての低価格入札者について、広島県工事費内訳書取扱要領に定める工事費内訳書 (以下「工事費内訳書」という。)の様式1 (工事費内訳書 (表紙))の「低入札価格調査に係る意向確認」番号1により、低入札価格調査の対象となった場合に調査を受け契約を締結する意向の有無について確認し、あわせて、第3項で定める重点的な調査 (以下「重点調査」という。)の場合は、番号2により重点調査を受け契約を締結する意向の有無についても確認する。契約を締結する意向がない又は確認できない場合は失格とする。また、当該工事の請負対象設計金額 (以下「設計金額」という。)が5億円未満の場合は、<u>上記において調査を受け契約を締結する意向がある者に対し</u>、別記1「適正な履行確保の基準」による「1数値的判断基準」を確認し、入札価格が総額失格基準価格を下回る場合は失格とする。 (4) 第2号の<u>電子入札案件かつ重点調査の場合、電子入札案件以外で当該工事の契約締結後に 予定価格を公表かつ重点調査の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合</u>、低価格入札者は、契約担当 職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。 (6) 契約担当職員等は、調査対象者からのヒアリング後、追加の資料提出が必要と認めたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料 (以下「追加資料等」という。)を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、<u>ヒアリング後3日 (広島県の休日 を定める条例 (平成元年広島県条例第2号) 第1条に規定する県の休日を除く。) 以内を基本とする。</u>	(第1章 略) 第2章 入札手続き等 (調査基準価格の決定等) 第4条第1項 契約担当職員 (広島県契約規則 (昭和39年広島県規則第32号) 第2条第1項の契約担当職員をいう。)並びに公営企業管理者又はその委任を受けた職員 (以下「契約担当職員等」という。)は、前条に規定する工事に係る契約について、予定価格の100分の82以上100分の92以下の範囲内で、その都度、調査基準価格を決定する。 第3章 低入札価格調査 (調査の実施等) 第7条第2項 (1) 全ての低価格入札者について、広島県工事費内訳書取扱要領に定める工事費内訳書 (以下「工事費内訳書」という。)の様式1 (工事費内訳書 (表紙))の「低入札価格調査に係る意向確認」番号1により、低入札価格調査の対象となった場合に調査を受け契約を締結する意向の有無について確認し、あわせて、第3項で定める重点的な調査 (以下「重点調査」という。)の場合は、番号2により重点調査を受け契約を締結する意向の有無についても確認する。契約を締結する意向がない又は確認できない場合は失格とする。また、当該工事の請負対象設計金額 (以下「設計金額」という。)が5億円未満の場合は、別記1「適正な履行確保の基準」による「1数値的判断基準」を確認し、入札価格が総額失格基準価格を下回る場合は失格とする。 (4) 第2号の低価格入札者は、契約担当 職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。 (6) 契約担当職員等は、調査対象者からのヒアリング後、追加の資料提出が必要と認めたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料 (以下「追加資料等」という。)を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、事前に追加資料等の作成に要する 期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定する	○適切な利益が確保できる競争環境の整備を図るため、調査基準価格の下限値を引き上げ。 ○請負対象5億円未満の場合の低入札価格調査対象者を明確化。 ○対象者を明確化。 ○低入札調査中の技術者の拘束期間を短縮するため、追加資料等の提出期限を設定

第7条第7項 (1) 提出期限までに資料等及び追加資料等の提出がない場合、<u>提出された資料等及び追加資料等に必要事項が記入されていない場合</u> (第4章～第6章 略) 第7章工事完成後調査 (資料の作成及び提出) 第18条 2 受注者は、労務監査の結果に係る社会保険労務士の意見書（以下「意見書」という。）を受領し、その意見書（原本）を付して、工事完成後調査資料の<u>電子媒体1部</u>（CD-Rでの提出を原則とするが、これによりがたい場合は監督員との協議による）を発注者に提出しなければならない。 3 発注者は、受注者から提出された意見書（原本）の写しを取るとともに受領印を押印し、意見書（原本）を受注者へ返却する。また、意見書（写し）及びの<u>電子媒体1部</u>を事業主管課経由で公正入札調査委員会担当課へ提出する。	第7条第7項 (1) 提出期限までに資料等の提出がない場合 (第4章～第6章 略) 第7章工事完成後調査 (資料の作成及び提出) 第18条 2 受注者は、労務監査の結果に係る社会保険労務士の意見書（以下「意見書」という。）を受領し、その意見書（原本）を付して、工事完成後調査資料の印刷物3部及び電子媒体1部（CD-Rでの提出を原則とするが、これによりがたい場合は監督員との協議による）を発注者に提出しなければならない。 3 発注者は、受注者から提出された意見書（原本）の写しを取るとともに受領印を押印し、意見書（原本）を受注者へ返却する。また、意見書（写し）及び完成後調査資料2部及び電子媒体1部を事業主管課経由で公正入札調査委員会担当課へ提出する。	○低入札価格調査の終了の対象を明確化 ○工事完成後調査の提出書類の見直し ○工事完成後調査の提出書類の見直し
---	--	---